

リース契約の会計問題

米山 正樹

I はじめに

リース契約を損益計算にどう反映させるのかは、これまで長期にわたり議論が行われてきた、きわめて「古典的な」問題といえる。さまざまなやりかたが主張される中で、現在最も支配的なルールにおいては、事実上割賦購入が行われたものとみなしうるファイナンス・リースについて、借り手の側でリース資産とリース負債の計上が求められる。より具体的には、実質的に解約が不可能な（ノン・キャンセラブルな）リース契約が結ばれ、その契約のもとで、リース対象資産購入対価の満額に相当するリース料が支払われる（フル・ペイアウトの）場合、そのリース契約は事実上の割賦購入とみなされ、リース資産とリース負債の計上が求められるのである（大蔵省企業会計審議会 [1993], IAS [1982], FASB [1976]）。

もっとも、事実上の割賦購入とみなしうるリース契約にかぎってオンバランスするやりかたには批判も寄せられている。例えば G4+1 と呼ばれる組織は、このやりかたに代わるものとして、オンバランス化の新たな規準を提案するためのペーパーを2000年にとりまとめている。その内容は後に詳述するが、そこでは「割賦購入とみなしうるかどうか」とは異質な規準でオンバランスの要否が判断されている。

割賦購入とみなしうるかどうかに着目するやりかたには、はたしてどのような問題が潜んでいるのであろうか。また G4+1 による新たな提案は、旧来のやりかたが抱えていた問題の解決に資するもの、なかでも最善の解決に貢献するものといえるのであろうか。あるいはより良い解決策を見出せるのであろうか。本稿では問題の所在を確認するとともに、その解決手段を列挙・整理し、G4+1 による新たな提案の持つ意味を明確にしていきたい。

II 「みなし割賦購入」に欠けていたもの

(1) 現行ルールにおけるリース契約の区分とその問題点

前節でも述べたとおり、各国の現行ルールは、リース契約の一部をオンバランスさせる論拠として、割賦購入を行った場合との類似性を挙げている。すなわちリース契約により購入した場合と同様の現金支出が求められ、購入した場合と同様の期間にわたり、同様の便益を享受できるのであれば、形式上の相違にかかわらず、リース対象資産は割賦購入した資産と同様に会計処理したほうがよい。各国ルールはこういう視点から、リース資産をオンバランスのうえ償却計算の対象とし、それにみあうリース負債からは每期首残高に対し一定率の利息費用を計上

するよう求めている。

ここで確かめたとおり、各国の現行ルールはリース契約を「割賦購入とみなしうるもの」と「みなしえないもの」に大別する。そのうえで、割賦購入に係る既存の会計処理との整合性の観点から前者のみオンバランスさせ、そういうロジックでは説明のつかない後者については、オンバランスの論拠を欠くという、いわば消極的な理由からオフバランス処理が採られている。

割賦購入とはみなせないリース契約について、それらのすべてに共通する特性があり、その特性がオフバランス処理を積極的にサポートするようなものであれば、リース契約のオン・オフに関する議論は上記のものだけで十分であろう。しかし実際には、割賦購入とみなせないリース契約についてなぜオフバランス処理が必然といえるのかは、これまで議論が尽くされてきたとはいえない。前述のとおり、「割賦購入との類似性」という論拠が採れないだけのことであって、割賦購入とみなせないリース契約について、それらのオンバランスをサポートするようなロジックの存在が否定されたわけではないのである。

こういう観点から改めて考えてみると、オンバランス処理のサポートが事実上不可能といえるのは（すなわちオフバランスの賃借料処理を積極的にサポートできるのは）、実質的にレンタルとみなしうるようなリース契約に過ぎないことが理解できる。割賦購入とはみなせないリース契約のうち、リース期間が極端に短く、リース料は購入対価のごく一部に過ぎず、随時リース契約の解約も可能で、解約を妨げるような違約金の定めもないような場合は、リースという名目であってもその実質はレンタルと考えられる。この場合は、対象資産をオンバランスさせるためのロジックを見出すのは難しい。レンタルのケースにならない、そこではオフバランスの賃借処理が行われることになるであろう。

ここで述べたとおり、事実上の割賦購入とみなしうるケースと事実上のレンタルとみなしうるケースは、最も極端な特質を有するリース契約という点で共通している。前者はリース対象資産に係るリスクと便益の事実上すべてが借り手に移転するケースであり、後者はそのすべてを貸し手が留保しているケースといえるであろう。すなわちリスクと便益のすべてが借り手か貸し手のいずれか一方に（排他的に）帰属している場合にかぎれば、会計処理をめぐる争いは（少なくとも理念上は）ないといってよい（図表1を参照）。

逆にいえば、両方の極端に位置していないリース契約、すなわち「中間的な性格」を有するリース契約については、それをオンバランスさせるのか、オフバランスのままよいのか、かりにオンバランスさせるとすれば、当初認識や事後の測定操作をどう行うのかについては、何も確かめられていないこととなる。

にもかかわらず、割賦購入とみなせないリース契約のすべてをオフバランスとしている各国の現行ルールは、ほんらいどう処理したらよいのかが未解決の「グレーゾーン」に位置するリース契約を、すべてレンタルに類似するものと暗黙のうちにみなしている。いわば割賦購入とみなせないリース契約は、現行ルールのもとでは、すべてレンタルとみなしうるものとして取り扱われているのである（図表2を参照）。なぜ「中間的な性格」を有するリース契約をこう処理しなければならないのかは、現行ルールにおいて未解決のまま残されてきた問題といえるであろう。

(2) 代替案の存在

前項で確かめたとおり、中間的な性格を有するリース契約をレンタルの側に類似したものと

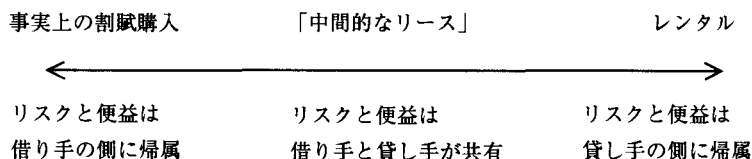
みなすのは、必然なやりかたとはいえない。かりに「いずれか一方の極に合わせる」のを与件とするのなら、レンタルとみなしうるものだけをオフバランスとし、中間的なものはすべて割賦購入に類するものとみなし、オンバランスさせるやりかたもありうるはずである（図表3を参照）。現行ルールのやりかたをサポートするためには、まずこの代替的な方法との比較対照において、図表2のような区分が優れている点を明確にする必要がある。

もっとも、この作業だけでは、想定可能な代替案のすべてを網羅したことはない。中間的な性格のリースをいずれかの「極」にあわせること自体、そもそも必然とはいえないからである。極端な特質を有するリースだけを採り上げるのではなく、広くリース契約に共通する特質から会計処理を導き出すことが可能かもしれない（図表4を参照）。

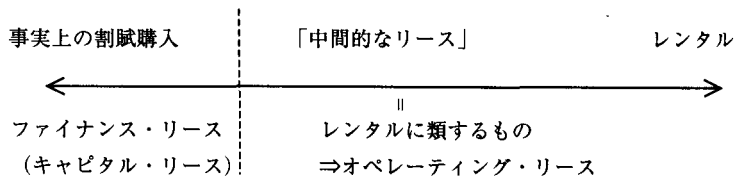
もちろん、そこでいう「中間的なリースに固有の特徴」とは何か、その点については必ずしも広く合意が得られているわけではない。ただ以前より、中間的なリース契約においては、リース物件それ自体から切り離された財産使用权あるいは利用権が取引の対象になっているという考え方がみられる（Myers [1973]）。この考え方は現行ルール自体には反映されていないものの、G4+1と呼ばれる組織が近年公表したポジション・ペーパー（Naylor, and Lennard [2000]）においては、まさしくこの財産使用权に着目した会計処理が支持されている。

次の第3節では、このポジション・ペーパーで提案されている会計処理をサーベイする。その記載内容を確認した後、ポジション・ペーパーで求められている会計処理が「中間的なリース」の特徴を反映したものといえるかどうか、現行リース会計基準の改善に資するものかどうかを、第4節で確かめることとしたい。

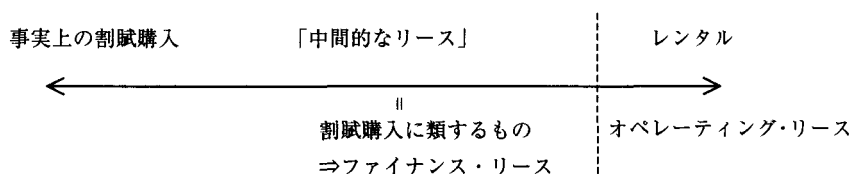
[図1 議論のフレームワーク]



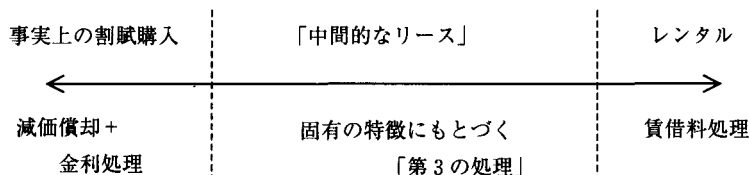
[図2 現行ルール（イメージ）]



〔図3 未検討の代替案〕



〔図4 未検討の代替案(2)〕



Ⅲ G4+1ポジション・ペーパーによる会計処理 —財産使用権の分離把握—

G4+1のポジション・ペーパーは、現行のリース会計基準を批判する際、「all or nothing」という表現を多用している（例えば Nailor, and Lennard [2000], 1.5）。すなわち特定の基準を満たしたファイナンス・リースには割賦購入を準拠としたオンバランス処理が求められるのに対し、ひとたびこの基準が満たされなくなると、一切のオンバランスが不要とみなされてしまう点に批判を向けている。

事実上の割賦購入とみなしうるものからレンタルとみなしうるものまで、リース契約の性質はほんらい「連続的に」変化していくはずである。にもかかわらず現行ルールは、割賦対価に匹敵するほどのリース料の支払いが予定されており、利用可能期間の大部分について借り手に物件の占有が認められているようなリース契約さえ、レンタルと同様に処理されてしまう。ポジション・ペーパーのこうした問題意識は、多くの点で本稿と共通している。

このような問題を回避するため、上記のポジション・ペーパーは、事実上解約不能なすべてのリース契約をリース物件に係る財産使用権の取引とみなしている。

(1) リースの借り手（レシー）の会計処理

そこで求められている会計処理を借り手の側から説明すると、まずリース物件の引き渡し時点において、解約不能なリース料の割引現在価値にみあう財産使用権（無形固定資産）とリース負債とが計上される。このうち財産使用権についてはリース期間にわたり、償却手続による費用への振り替えが求められる。他方のリース負債についてはリース料支払いのつど、支払額が元本の返済と利払いとに適宜割り当てられる。割り当てに際しては、毎期の期首リース債務残高に対する利払いが一定比率となるような計算（いわゆる利息法にもとづく配分計算）が行われる。

(2) リースの貸し手（レッサー）の会計処理

一方、リースの貸し手についてはもう少し複雑な処理が求められる。貸し手に求められている会計処理のエッセンスを理解するため、いま割賦販売（借り手の側からみれば割賦購入）や

レンタルに類するものではない、いわゆる中間的なリース契約を想定する。この場合、リース期間中の財産使用权は借り手の側に引き渡されるものの、リース期間経過後の便益とリスクは引き続き貸し手に帰属している。それゆえ貸し手の側においては、まずリース物件を①引き渡した財産使用权にみあう営業債権（リース債権）と②残余持分（リース期間終了時点の残存価値）とに分解する作業が求められる¹。両者はともに割引現在価値で評価される。

こうして生じたふたつの要素のうち、リース債権のほうは、毎期のリース料収入と相殺されて消滅する。リース料収入は元本の回収と利息収益とに割り当てられるが、その割り当てに際しては、毎期の期首リース債権残高に対する利息収益が一定比率となるような計算（いわゆる利息法にもとづく配分計算）が行われる。他方の残余持分も当初認識において現在価値で評価されているため、時の経過とともにこれを現在価値にインプリシットな割引率で割り戻していく（割り増していく）作業が求められる。すなわちいったん分離把握されたものの、リース債権と残余持分の双方から等質的な金融収益が計上されることとなる（借り手と貸し手の会計処理について、基本設例を参照）。

〔基本設例〕

前提

- 耐用年数5年の機械設備を毎年5,000の支払で、3年間使用するリース契約を結び、×1年4月1日に引き渡しが行われた。
- リース契約は、3年間解約不能で、更新選択権はない。
- 割引率は10%である。
- リース契約終了時の残存持分の公正価値を6,830（*1）とする。

（*1）耐用年数の間、5,000の受取CFがあり、耐用年数経過時点で、500の残存価値があると仮定して計算した場合の残存持分の現在価値。

$$6,830 = 5,000/1.1^4 + 5,000/1.1^5 + 500/1.1^5$$

G4+1による会計処理

（借手側）

×1年4月1日

（借方） 使用权	12,434 (*2)	（貸方） リース料債務	12,434
----------	-------------	-------------	--------

(*2) $5,000/1.1 + 5,000/1.1^2 + 5,000/1.1^3$

×2年3月31日

（借方） リース料債務	3,757	（貸方） 現金預金	5,000
支払利息	1,243		

（借方） 減価償却費	4,145	（貸方） 使用权	4,145
------------	-------	----------	-------

¹ リース債権と残価との合計額がリース物件の簿価（取得価額）と食い違う場合は、物件の引き渡し時点で損益を認識することとなる。

(貸手側)

× 1年4月1日

(借方) リース債権	12,434	(貸方) リース物件	19,264 (*3)
残存持分	6,830		

(*3) リース物件の帳簿価額は、リース債権と残存持分の現在価値合計に等しいと仮定する。

× 2年3月31日

(借方) 現金預金	5,000	(貸方) リース債権	3,757
		金融収益 (リース債権)	1,243

(借方) 残存持分	683	(貸方) 金融収益 (残存持分)	683
-----------	-----	------------------	-----

[参考] オペレーティング・リースとしての会計処理 (伝統的な処理)

(借手側)

× 2年3月31日

(借方) 支払リース料	5,000	(貸方) 現金預金	5,000
-------------	-------	-----------	-------

(貸手側)

× 2年3月31日

(借方) 現金預金	5,000	(貸方) 受取リース料	5,000
-----------	-------	-------------	-------

(借方) 減価償却費	3,753 (*4)	(貸方) 減価償却累計額	3,753
------------	------------	--------------	-------

(*4) $(19,264 - 500) \div 5$ 年

[註]

上記の数値例は、企業会計基準委員会 (ASBJ) リース会計専門委員会 (2002年8月5日) 用の資料として、同委員会の板橋 淳志研究員・小賀坂 敦専門研究員が作成した資料を、両名による承諾のもとで引用し、部分的に加筆修正したものである。ここに記して感謝したい。なお勘定科目・会計処理について流動的な要素が残されている旨、原著者から指摘を受けている。またここでは定額償却の数値例が示されているが、どのような償却方法を G4+1 が想定しているのかは、原文からでは読み取れない旨の注意喚起も受けている。上記のものをベースとした以下の数値例 (設例2 および3) は、米山が作成した。

(3) 現行ルールとの違い

G4+1 が提案している財産使用权の考え方が採用されても、(借り手の側からみて) 割賦購入に類するリース契約やレンタルに類するものについては、現行とほぼ同様の会計処理が求められるに過ぎない。まず事実上の割賦購入／割賦販売に類するケースについていうと、これはリース物件に係る財産使用权の事実上すべてが借り手の側に移転するケースと考えられる。引き渡し時点で借り手が計上する財産利用権は、そこでは、リース物件自体の割賦購入対価とほぼ

一致するはずである。リース資産の償却方法やリース負債の減額方法にも目立った違いがみられない以上、G4+1のやりかたと現行ルールとはほぼ同じと考えてよい²。

これと同様、レンタルに類するリース契約についても目立った違いは生じないはずである。違約金を支払うことなく随時解約可能なリース契約であれば、確たる支払義務（リース負債）が生じているとはいえない。そうすると、負債にみあう財産利用権を計上する余地もない。すべてのリース契約を財産利用権の取引とみなす場合も、現行ルールと同じように、レンタルに類するものについてはオフバランス処理が導かれてくるのである³。

これらのケースと違って、中間的なリースについては従来と異質な処理が求められることとなる。従来オフバランスとされていたリース契約のうち、事実上解約不能なリース期間を有するものについては、財産使用权とそれのみあうリース負債の計上が必要となる。財産使用权の大きさはリース料に依存しており、解約不能なリース期間が長いものについてはより大きな使用权が、短いものについては小さな使用权が計上されるのである。

(4) 提案の背景

G4+1により新たに提案された会計処理は、一見したところ新奇なものに見える。とりわけ物件それ自体から派生した財産使用权を資産計上する考え方は、現行ルールを支える基本概念、なかでも資産の定義に抵触するように思える。ポジション・ペーパーはこういう批判に応じて、以下のような議論を行っている。

かつて現行のリース会計基準が採用されたとき、資産や負債といった会計上の基礎概念に係る議論の蓄積は乏しかった。そのため物件から切り離された財産使用权を、会計上の独立した資産とみなす立場には抵抗が強かった。しかしリース会計基準の採択以降、資産や負債の定義を明記した、いわゆる概念基準書を持つ基準設定主体が増加している。多くの概念基準書において資産の定義は等質的であり、物件から派生した財産使用权もその「共通の」定義を満たす。

とすれば、割賦購入に類するものだけをリース資産とみる立場から財産使用权のすべてをリース資産とみる立場への移行は、現行ルールの体系を損なうものとはいえない。いま基準設定主体の多くが採用している資産概念からすれば、現行リース会計基準によるオンバランスの規準は厳しすぎるものと考えられる。財産使用权の考え方を採用することは、むしろ現在の資産概念に合わせるために、すなわち資産概念の首尾一貫性を回復するために不可欠なことといえる。G4+1はこういう観点から、みずからの提案をサポートしようと努めている。

² 割賦販売に類するケースでは、リースの貸し手にとって、残余持分はほぼゼロとなる。そうなりリース物件の引き渡し時点にはリース債権だけが計上されることとなる。これはまさしく、現行のファイナンス・リースに係る貸し手の側の会計処理といえる。

すべてのリース契約を財産利用権の取引とみなしたとき、借り手の会計処理について生じる食い違いとしては、貸借対照表上の表示（有形固定資産か、それとも無形固定資産か）や償却基準の選択の幅（定額法だけか、定率法なども認められるのか）などが考えられる。

³ 借り手に財産利用権が生じない以上、貸し手の側にリース債権も生じない。そこではリース債権と残余持分との区分も行われず、リース物件はその全額が、貸し手の側の貸借対照表に計上されることとなる。これは現行ルールにそくした処理にほかならない。

G4+1によるポジション・ペーパーの記述は多岐にわたり、ここで解説した内容以外にも多くの記述を含んでいる。ただそれらの多くは、財産使用権の考え方を個別具体的な事例にどう反映させるのかに関わっている。ポジション・ペーパーの基本的なスタンスについては、以上の説明で十分といえるであろう。

IV G4+1のポジション・ペーパーに対する評価(1)

— ポジション・ペーパーに内在する論理の首尾一貫性 —

G4+1によるポジション・ペーパーの内容解説に引き続き、ポジション・ペーパーがその公表目的を達成できたかどうかという観点から、その内容を第4節と第5節で評価したい。評価に際しては、主として内在的なロジックに係る首尾一貫性と、達成手段としての必然性(一意性)の二点に着目する。

このうち首尾一貫性に関する議論(第4節)は、具体的にはふたつの論点からなる。すなわち(1)実質的に解約不能なリース契約のすべてから財産使用権としてのリース資産を計上するやりかたが、現行ルールとの体系的かつ整合的かどうかという議論と、(2)財産使用権に着目したものとG4+1が提案している具体的な会計処理が、G4+1の基本的な着想と整合的かどうかという議論を行う。(1)は財産利用権に着目すること自体の、現行ルールを支える大きなフレームワークとの首尾一貫性を問うものである。他方の(2)は利用権に着目する考え方のフレームワークとの整合性((1)で確かめたこと)を与件としたうえで、G4+1の提案による具体的な会計処理がその考え方と適切に対応しているかどうかを問うものである。

一方の必然性に関する議論(第5節)のほうも、具体的にはふたつの論点からなる。すなわち(1)現行リース会計基準が抱える「問題点」を解決するための手段として、財産使用権に着目したリース資産の計上が唯一のものかどうかを問うとともに、(2)財産使用権の計上を(現行ルールが抱える問題を解消するための)達成手段として与件としたとき、G4+1の提案による具体的な会計処理が唯一のものかどうかを問うこととしたい。

(1) 現行ルールは財産使用権の計上を許容しているのか

① 資産の定義と財産使用権

先に確かめたとおり、ポジション・ペーパーが提案するような形で財産使用権を計上すれば、中間的な性質を有するリース契約のすべてがオフバランスとされるような事態は回避される。事実上解約不能な期間の長さ、すなわち契約に拘束されている期間の長さに応じたリース資産やリース負債を借り手の側に計上するのが可能となり、"all or nothing"の問題は解消される。ただこういう形で解決を図るためには、現行ルールが財産使用権の計上を許容している点を明示しなければならない。はたしてそういうのであろうか。

前節の(4)で述べたように、ポジション・ペーパーは、財産使用権が概念基準書による資産の定義(過去の事象による裏づけ、財に対する支配力の存在、経済的な便益の享受などにひきつけたもの)を満たすという事実認識から、その資産計上は許容されるものと考えている。実際、ポジション・ペーパーによる財産使用権が資産の定義(上記)を満たすという解釈は可能であろう。

しかし財産使用権が資産の定義を満たすとしても、そこからただちに資産計上の必要性が導

かれてくるかどうかとなると、話は違ってくる。例えば米国の概念基準書が明記しているように、定義を満たした資産を貸借対照表に計上するかどうかの判断に際しては、その計上によって財務諸表の目的適合性が高められるかどうかを考慮しなければならない。割賦購入に類するリース契約だけをオンバランスする従来のやりかたと比較したとき、オンバランスの範囲を財産使用権一般に拡大することをつうじて財務諸表の有用性が高まるかどうかは、先験的には判断できない問題と考えられる。

ここで確かめたとおり、現行ルールは財産使用権の資産計上を許容する可能性を秘めている。ただその資産計上は必然的なものとはいえない。財産使用権をオンバランスするかどうかは、最終的には、それをオンバランスして作成した財務諸表の有用性ないし目的適合性に依存しているのである。

② リース負債の相手勘定としての財産使用権

明記された資産の定義を満たすかどうかに着目したG4+1のような議論は、現時点において概念基準書を持たない日本のようなケースでは行えない。その場合も、中間的なリースについて財産使用権を計上した場合と従来どおりのオフバランス処理にとどめた場合とで、財務諸表の有用性に明確な違いがみられることを示せるのなら、それを根拠にオンバランスの必要性を主張できる。ただ実際には、こういう議論は当面困難であろう⁴。

そうすると現行ルールが財産利用権の資産計上を許容しているかどうかを、日本のようなケースで確かめるためには、当面は、財産使用権と類似した特徴を有する諸項目がオンバランスされているかどうかを検討することになろう。現在計上されているストック項目に共通の特徴（オンバランス項目は有し、オフバランス項目は有していない特徴）を抽出し、財産使用権がそれを他のオンバランス項目と共有しているかどうかを検討するのである。

こういう作業を行う場合、財産使用権を議論の直接的な対象とするかぎり、比較の対象となる資産項目を見出すのは困難といえる。物件から派生している無形の権利という点で、財産使用権は特殊な存在といえるからである。そうするとここでは、むしろ財産使用権にみあうリース負債に目を向けたほうがよい。というのも、事実上解約不能なリース契約を取り交わし、将来にわたり一定額のキャッシュアウトフローが求められるような状況は、通常負債の計上が求められる状況といえるからである。事実上確定した支払リース料総額が割賦購入対価に匹敵するものか、それに満たないものかは、そこでの負債計上の要否に影響しない。

ここで述べたとおり、中間的な性質を有するリース契約を取り交わした場合は、解約不能な支払リース料（正確にはその割引現在価値）にみあう負債の計上が求められる。リース負債の計上が必要であれば、それにみあう資産の計上も必要となってくる。こう考えれば、明示的な資産・負債の定義を欠くルールのもとでも、財産使用権の資産計上はサポートしうるものといえるであろう。

(2) 残余持分は金融収益を生み出すのか —具体的な会計処理の問題点—

続いては、解約不能なすべてのリース契約を財産使用権の取得とみる立場で与件としたとき、

4 例えば、財産使用権をオンバランスするように基準を改訂した後でなら、基準書公表前後の財務データを比較したレベルスタディーの手法などをつうじて、財務諸表の目的適合性が高まったかどうかを確かめることはできるかもしれない。しかし事前にその点を確かめるのは困難であろう。

ポジション・ペーパーが例示しているような会計処理が導かれてくるのかどうかを確かめたい。前節で確認したとおり、ポジション・ペーパーにおいて財産権の取得（借り手の側）は、物件自体の割賦購入と等質的なものとみなされている。それゆえリース物件引き渡しの際、財産使用権とリース負債はともに割引現在価値（同額）で評価され、資産のほうには償却手続きが、負債のほうには利息法による支払利息の配分が求められている。他方の貸し手側については、物件引き渡しの際に営業債権（リース債権）と残余持分とが分離把握され、それ以降は独立把握されたそれぞれから、時の経過にもとづく金融収益（利息収益）が計上される。

このうち借り手の側に求められている会計処理が、与件とされた事実認識と整合的なのは確かであろう。これに対し貸し手の側に求められている会計処理は、財産使用権の引き渡しをその割賦販売とみなす立場と首尾一貫したものとは言い切れない。とりわけ残余持分を物件引き渡し時点の割引現在価値で評価し、時の経過とともにその割引率を用いて金融収益を計上する方法は、その論拠を慎重に確かめてみる必要がある。

「残余持分」の大きさは、リース期間が終了して貸し手のもとに戻ってきたリース物件について、それ以降の利用から期待されるキャッシュインフローに対応している。残余持分のみあうキャッシュフローの大きさは、自律的な営業活動のいかんで変わってくるのである。残余持分はこの点で、時の経過を待つだけでキャッシュフローの回収を期待できる営業債権（リース債権）とは異質なものと考えられる。ふつう自律的な営業努力に応じて成果が変わってくるような投資については、キャッシュフローの回収を待って成果をとらえることとなっている。とすれば、リース期間中の残余持分からは、むしろ一切の収益を認識しないやりかたが導かれてくるはずである⁵。

リース期間中、リースの貸し手は対象物件を利用できない。にもかかわらず、時の経過とともに残余持分について計上される金融収益は、リース事業のいかなる成果を反映しているのか、その説明は難しい。その点が説明できないかぎり、貸し手の側に関するポジション・ペーパーの会計処理は、財産利用権の割賦購入（割賦販売）という事実認識から導かれてくるものとは解釈できないであろう。

最後に、これまでの議論を要約しておきたい。現行ルールが財産使用権の資産計上を許容しているかどうかは、G4+1のポジション・ペーパーの提案が受け入れられるかどうかを大きく左右する。ここではまず、この点を検討した。その結果、財産使用権の資産計上は必然ではないものの、十分に許容しうる処理であることが確かめられた。これに引き続いては、財産使用権の取引という事実認識と、ポジション・ペーパーが求めている具体的な会計処理との関係を検討した。求められている会計処理は概ね事実認識と整合的なものであったが、貸し手に求められている処理の一部は明確な根拠を欠いているというのが、そこでの検討結果であった。

このとおり、G4+1の議論は概ね首尾一貫したものと見える。とすれば、ポジション・ペーパーによる提案は、現行リース会計基準の改善を図る際の有力な代替案のひとつと位置づけられるであろう。

⁵ こうするためには、当初から現在価値に引き直さずに残余持分を評価するのか、あるいは割引現在価値で評価したうえで、リース契約の終了時点までその評価を据え置くのか、いずれか一方の処理が必要となる。

今度は、現行リース会計基準の改善策をほかにも想定できないかどうか、この点に議論を進めることとしたい⁶。

V G4+1のポジション・ペーパーに対する評価(2) ーポジション・ペーパーによる提案の必然性と代替案ー

(1) 財産使用権に着目する必然性

繰り返し述べてきたとおり、G4+1によるポジション・ペーパーの基本的なアイデアは、実質的に解約不能なリース契約のすべてを財産使用権の取引とみなし、そのことをつうじて現行実務の改善を図ろうとするものである。先に確かめたとおり、G4+1の提案が改善のためのひとつの有力案であることは事実である。しかしリース契約に固有の特徴に着目して導かれてくる、割賦購入ともレンタルとも異なる「第三の会計処理」として、それが唯一かどうかはいまだ明らかではない。別のアイデアをもとに現行実務の改善を図ることはできないのであろうか。

割賦購入に近いものからレンタルに近いものまで、拘束期間の長さに応じてリース契約の性質は「連続的に」変化していく。その事実を利益計算に反映させるためには、拘束期間の長いものについて相対的に大きなリース資産を計上し、短いものについては小さな資産だけを計上するやりかたが「計算技術上」唯一の方法といえる。そこで計上される資産は物件それ自体とは異なる以上、物件から派生した何らかの権利とみなすしかない。呼称については見解の違いもありうるが、それはいずれにせよ、これまで財産使用権と呼んできたものにほかならない。その意味でいえば、財産利用権に着目する方法は、現行実務を改善するための手段として必然的なものといえる。

ただ(a)財産使用権の計上が許容される理由や(b)財産使用権やそれのみあうリース負債の性質については、見解の相違もありうる。このうち(a)は、第4節第1項で採り上げた見解①と見解②の違いに対応している。そこで述べたとおり、もっぱら資産サイドから財産使用権の必要性を解き明かそうとする議論と、負債サイドから解き明かそうとする議論がありうる。後者もありうるという意味において、前者に近いG4+1のやりかたは必然といえない。

他方の(b)は、具体的な会計処理に直結している。第4節第2項で述べたとおり、ポジション・ペーパーは財産使用権の取得を、物件それ自体の割賦購入にひきつけて理解している。しかしこういう解釈は一意的なものといえない。異なる解釈もありえ、そこからは異質な会計処理が導かれてくるのである。以下、この点を詳述したい。

(2) 財産使用権の「割賦購入」とみる必然性

リース契約を全額オン、あるいは全額オフという形で二元的に区分するのではなく、部分的なオンという選択を認めようとするれば、財産使用権の取得というフィクションが必要となる。

⁶ ポジション・ペーパーに内在する論理の首尾一貫性を検討する過程で、G4+1が提案する方法にはいくつかの代替案がありうる旨、既に確かめられている。ただ、そこで言及されている代替案はポジション・ペーパーの趣旨に沿ったものであり、「対案」とはいえない。次節ではG4+1と明らかに異なるアイデアを検討対象とする。

これは前項で確かめたとおりである。ただ財産使用权の取得は、その割賦購入という事実認識と一対一に対応しているわけではない。この点を説明するため、①「割賦購入」という事実認識があたかも必然であるかのような誤解を受けやすい理由を述べたうえで、②想定可能な代替案を論じることとしたい。

① 割賦購入という解釈へのバイアス

繰り返し述べているように、各国の現行リース会計基準は、物件自体の割賦購入に類するリース契約（ファイナンス・リース）について、物件の側に合わせた会計処理を適用するよう求めている。リースのオンバランスと割賦購入処理とが密接に結びついてきたことから、「物件の取得」が「財産使用权の取得」に置き換わっても割賦購入というフィクションが唯一のもののみなされるのは、仕方のないことともいえる。

ただ第2節で確かめたとおり、割賦購入というフィクションはほんらい、リース契約全体からみれば一方の極をなす、例外的なものにかぎって適用されてきたに過ぎない（図表2を参照）。しかも割賦購入という処理は、リース契約に固有の特徴から導かれてきたものではない。それは実質的に同一とみなされる物件自体の取得に適用されてきた処理を、リース契約のほうに持ち込んできたものに過ぎない。いずれの点を考慮しても、割賦購入という処理を「中間的なリース」全体に適用可能な準拠枠とみるための論拠は乏しい。

リースによる財産使用权の取得をその割賦購入とみなす考え方はこのほか、G4+1 関係国が採用している「資産・負債アプローチ」に結び付けられ、サポートされることもある。そこで議論によれば、資産・負債の当初認識においてはそれらの時価（あるいは割引現在価値）を用いなければならない。

現在価値で評価した負債は支払リース料総額（名目額合計）より小さいから、その差額にみあう利息費用は、時の経過とともにリース負債から計上されることとなる。他方のリース資産は長期利用目的の事業資産であるから、当初の評価額をもとに減価償却費が計上される。いわば「資産・負債アプローチ」の採用が割引現在価値による当初評価を一意的に導き、その当初評価が事後的な費用配分をも（一意的に）規定するというのである。そこで「規定された」とされる処理は、まさしく割賦販売の処理にほかならない。財産使用权の割賦購入というフィクションの必然性は、こういう形で説明されることもある。

ただ「資産・負債アプローチ」採用の事実が具体的な測定操作をどこまで規定するのかについては、慎重な検討が必要と考えられる。「資産・負債アプローチ」が提唱されてから今日に至るまでの、会計基準の新設・改訂・廃止などの事実を整理してみると、直感的な理解に反して、同アプローチの採用が測定操作に与えてきた影響は限定的なものに過ぎない（斎藤 [2002] の各章を参照）。

それでも、「資産・負債アプローチ」の採用が、リース資産・リース負債の当初評価における属性値として、割引現在価値を一意的に導く可能性はありうる。ただ、それは当初評価の次元にとどまる話である。割引現在価値による継続的な評価替えが求められているわけではない以上、当初認識以降の評価額は、むしろ配分のロジックが規定することとなる。すなわちリース資産・リース負債から計上される費用を減価償却費と支払利息に分けて把握する「割賦購入に準じた処理」は、資産・負債アプローチの採用からただちに導かれてくるものとはいえないのである。

② 想定可能な代替案

(a) 多数の要素からなる支払リース料

では財産使用权としてのリース資産と、これと対応するリース負債に係る費用配分として、減価償却費と支払利息の分離把握以外に、どのような選択肢がありうるのであろうか。

借り手の支払うリース料が、もっぱら減価償却費の要素と金利の要素によって構成されていると仮定するのであれば、ポジション・ペーパーの処理は事実に適うものといえるであろう。リース料の一部を減価償却費とみなしうるのは、リース資産としての財産使用权を物件それ自体と同様の、潜在的用役（収益獲得能力）の束と解釈できる場合である。また残りの一部を利息費用とみなしうるのは、現金による一括払いを準拠枠として、敢えて延べ払いが選択されたと解釈できる場合である。つまりリース契約の締結を、潜在的用役を延べ払いで取得したケースと解釈できるのであれば、減価償却費と支払利息の分離把握こそが適切な処理となる。

逆にいうと、潜在的用役への対価や金利以外の要素が支払リース料の中に含まれているとすれば、ポジション・ペーパーのような処理が最善とはいえない。とりわけ、潜在的用役や支払利息以外の要素の、支払リース料に占める割合が相対的に高いのであれば、減価償却費と支払利息への分解は事実に適う処理といえなくなってしまう。そこではむしろ、相対的に比重の高い要素のほうに適う処理が求められるはずだからである。はたしてリース料は、どのような要素に分解できるのであろうか。

事実の直接的な裏づけは得られないものの、一般に日本のリース契約においては、米国などとくらべて、付随的なサービスへの対価の比重が高いといわれているようである。「付随的なサービス」の典型例といえるのは、所有に伴うさまざまなコストである。具体的には、固定資産税の支払額、台帳などによる管理のコスト、廃棄処分に要するコストなどを列挙できる。納税・管理・廃棄などの煩雑な業務を貸し手の側に負担させることの対価が、支払リース料の中で無視できない比重を占めることもありうるというのである。

支払リース料に含まれるこれらの要素は、いわゆる利息法にもとづく金利費用とは違って、通増的な形での発生を想定するのは難しい。また潜在的用役の部分に適用される減価償却の手續、なかでも定率法にみられるように、通減的な形での発生を想定するのも難しい。むしろ毎期一定額ずつ費用計上するやりかたのほうが、実際のサービス消費状況に適うものとみなしうるのである。

(b) 定額償却の会計処理

では財産使用权としてのリース資産やリース負債を計上した後、毎期一定額のリース費用を（要素ごとに分離把握することなく）一括計上する場合、具体的にはどのような処理が求められるのであろうか。

財産使用权の割賦購入という事実認識のもとでは、リース資産・リース負債の当初評価において割引現在価値が用いられる。これはリース負債のほうから支払利息を計上するために不可欠の手續といえる。支払リース料総額（名目額合計）と割引現在価値との差額として、支払利息が計算されるからである。

逆にいえば、リース資産・リース負債を割引現在価値で評価すると、支払リース料総額との差額にみあう利息費用が必ず、その他の費用とは独立に計上されてしまう。こういう事態を避け、毎期一定額のリース費用を一括計上するためには、リース資産・リース負債を支払リース料総額（毎期のリース料を割引かずに合計したもの）で評価すればよい。リース負債を当初

から支払リース料総額で評価しておけば、支払利息の分離把握は免れられるのである（設例2を参照）。

ただリース資産・リース負債を支払リース料総額で当初評価する方法は、「資産・負債アプローチ」からは認められないという議論も想定できる。「資産・負債アプローチ」の採用をいうだけで、具体的な測定操作も一義的に決まってくるという見解は根強いからである。そういう立場からは、ほんらい資産・負債は割引現在価値評価しなければならないと主張される。毎期のリース料を割り引かずに合計したものの利用は資産・負債の過大評価に結びつくため、認められないというのである。

こういう主張と「定額償却」を結びつけるためには、さしあたりリース資産・リース負債を割引現在価値評価するしかない。その場合、時の経過による負債の増加を認識しなければならない。この増加分を支払利息の発生とみてしまうと、定額のリース費用を一括計上できなくなる。リース費用と定額にするためには、リース負債の増加分だけリース資産のほうも増加させ、負債増加の事実を損益に影響させないような処理が必要となろう（設例3を参照）⁷。

〔設例2：使用権の定額償却〕

前提

- 〔基本設例〕と同様とする。

（借手側）

× 1年4月1日

（借方）使用権	15,000 (*1)	（貸方）リース料債務	15,000
---------	-------------	------------	--------

(*1) 5,000×3

× 2年3月31日

（借方）リース料債務	5,000	（貸方）現金預金	5,000
リース費用	5,000	使用権	5,000

〔設例3：使用権の定額償却(2)―割引現在価値による当初評価を与件とした場合―〕

前提

- 〔基本設例〕と同様とする。

（借手側）

× 1年4月1日

（借方）使用権	12,434 (*1)	（貸方）リース料債務	12,434
---------	-------------	------------	--------

(*1) $5,000/1.1+5,000/1.1^2+5,000/1.1^3$

⁷ 金利のみあう分だけリース負債とリース資産を同額増加させる会計処理は、「利息費用の計上を避けるための手段」以外の解釈が困難なものといえる。経験的な意味づけが困難な処理を持ち込むことには、抵抗がみられるかもしれない。

× 2年3月31日

(借方) 使用权	1,243 (*2)	(貸方) リース料債務	1,243
リース料債務	5,000	現金預金	5,000
リース費用	5,000	使用权	5,000

(*2) 12,434×0.1

(c) リース費用の一括把握と「より詳細な区分処理」

支払リース料の中にはさまざまな要素が混在している。それら「無視しえない要素」の存在を考慮していない点で、減価償却費と支払利息との区分把握は適切な会計処理といえない。むしろそこでは一定額のリース費用を一括計上したほうがよい。こういう議論に対しては、次のような異論がありえよう。すなわち付随的なサービスの存在が知られており、それらが相対的に重要であっても、減価償却費と支払利息の要素がリース料総額の中で重要な地位を占めるのは間違いない。それならむしろ、第3の要素・第4の要素も区分把握したほうがよいのではないか。さまざまな要素の混在という事実からは、費用の一括把握が導かれてくるのではなく、むしろより詳細な区分処理が導かれてくるのではないかというのである。

要素毎の区分把握は、それが想定可能な意思決定と結びつく場合は、意味のあることとみなしうる。例えば支払利息の独立把握についていうなら、現金正価を取得時に一括して支払うことも可能なのに、敢えて延べ払いという形が採られているからこそ、その区分把握は意味を持つ。当初から延べ払いという選択しかありえないのなら、現金正価の支払いを準拠枠とした支払利息の区分計上は意味のある処理といえないであろう。

ではこういう観点に立つ場合、第3・第4の要素は区分処理したほうがよいのであろうか。たとえ廃棄処理の代行・台帳管理の代行・納税の代行などの付随的なサービスがなくても、ユーザーの側にリース契約という形式を選択する誘因を見出せるのなら、それらのサービスへの対価とそれ以外の部分（減価償却費と支払利息の要素）を区分把握するのは意味のあることといえる。しかしそういう誘因を見出せないのであれば⁸、付随的なサービスと基本的な部分との区分把握は意味を持たない。先述のとおり、少なくとも日本におけるリースの現状にてらして考えると、付随的サービスの存在はリースという形態の選択に少なくない影響を及ぼしているようである。とすれば、より詳細な区分把握に意味を見出すのは困難であろう。

VI おわりに

(1) 要約

現行リース会計基準には、多くの批判が寄せられる。その原因は、リース契約に係るオンバランス・オフバランスの規準として現在支配的な「事実上の割賦購入とみなしうるかどうか」が、割賦購入にもレンタルにも類似していない「中間的なリース」を、レンタルの側に無理に

⁸ 付随的なサービスがなければリースの形態を採らないということは、そういうケースではユーザーがみずから物件を所有することを意味する。「中間的な性格のリース」については、利用可能期間の途中までみずから所有し、その後その物件を第三者に売却することを意味する。

あわせて処理するよう求めているからと考えられる。この問題を解決するためには、中間的なリースを含め、リース契約一般に適用可能なロジックでオンバランスが必要とされるケースを特定化する必要がある（以上、第2節）。

こういう問題意識を（少なくとも部分的に）共有している刊行物としては、G4+1のポジション・ペーパーが代表例といえる。そこで本稿ではまずポジション・ペーパーの内容をサーベイし（第3節）、次いでそれがリース契約全体に適用可能なオン・オフのロジックを見出しているかどうかを検討した（第4節）。そこでの議論によれば、一定の留保条件が付されるものの、ポジション・ペーパーの提案が現行ルール of 改善に資する可能性が示唆された。財産使用权の取得という想定はあらゆるリース契約に適用可能であり、しかもレンタルから「中間的なもの」を経て割賦購入に類するものまで、契約の性質が連続的に変化していく事実をも反映可能なものといえる。

もっとも、ポジション・ペーパーの提案は必然的なものとはいえない。現行リース会計基準を改善するための手段は、そこで提案されているやりかた以外にもありうる（第5節）。財産使用权の取得という想定自体は必然性が高いといえるが、そこから導かれてくる会計処理は、ポジション・ペーパーの提案が唯一のものとはいえない。リース契約をめぐる現状いかんでは、リース資産とリース負債のそれぞれから減価償却費と支払利息を計上する、いま当然のものとして受け入れられている処理さえ与件とはできない。以上が本稿をつうじて確かめてきたことの概略である。

(2) 残された課題

本稿で確かめてきたのは、現行リース会計基準が抱える問題点の解消を与件としたとき、解消手段としてどのようなものがありえ、G4+1のポジション・ペーパーによる提案を有効な解決手段のひとつとみなしうるかどうかであった。G4+1のやりかたがひとつの有力な選択肢となりうることはいいえても、現行ルールに対してG4+1ポジション・ペーパーのほうが優れているというようなことはいいえない。会計処理の「優劣」を確かめるのは、かりにそれが必須の要請であれば、今後に残された検討課題といえるであろう。

また本文中で述べたとおり、リース契約を財産使用权の取得とみなすやりかたが現行ルールで許容されるかどうかについては、その可能性が示唆されたに過ぎない。G4+1のポジション・ペーパーは、いわゆる「資産・負債アプローチ」採用の事実から財産使用权の資産計上はただちに許容されるものとみなしているが、話はそう簡単ではない。「資産・負債アプローチ」の採用が具体的な測定操作をどこまで規定するのか、同アプローチを採用しなければ財産使用权の資産計上は認められないのかなどの論点も、今後に残された重要な検討課題といえる。

最後に、いったん計上した財産使用权をめぐる費用配分についても、未解決の問題が残されている。本文中で述べたとおり、配分方法の選択（減価償却費と支払利息との分離把握なのか、一括定額償却なのか、「第三の方法」なのか）は、リース料をめぐるさまざまな事実に依存している。具体的にいうなら、リース料がどのような要素から構成されているのか、それぞれの要素はどれだけの比重を占めているのか、ユーザーが敢えてリースという形式を選択するのに影響を及ぼすのはどの要素なのか、こうした問いに対する解答のいかんが、費用配分のありかたを決めるのである。ただ上記の諸点に係る事実はいまだ確かめられていない。この解明も、今後に残された検討課題といえる。

〔付記〕

本稿を貫くアイデアの多くは、2002年11月16日に東京大学経済学部で催されたワークショップにおける、坂井 映子氏（東京大学大学院）の報告をつうじて示唆を受けたものである。ここに記して感謝したい。いうまでもなく、推論上の誤りについてはすべて筆者（米山）がその責を負っている。

〔参考文献〕

- 大蔵省企業会計審議会「リース取引に係る会計基準に関する意見書」、1993年。
- 斎藤静樹（編著）『会計基準の基礎概念』，中央経済社，2002年。
- 坂井映子「リースの会計基準と実質優先原則」『産業経理』第62巻第4号，2003年1月，127-134ページ。
- 茅根聡「リース会計基準の国際的調和への新たなアプローチ—FASBリース会計報告書の意義と課題—」『会計』第151巻，第6号，1997年6月。
- ，「オペレーティング・リースの資本化スキーム—Kmartの事例を手掛かりに—」『会計』第156巻，第6号，1999年12月，51-66ページ。
- ，「リース会計基準の行方—G4+1ポジション・ペーパーの提案に焦点を当てて—」『会計』第161巻第1号，2002年1月，12-27ページ。
- 嶺輝子『アメリカリース会計論』，多賀出版，1986年。
- AAA Financial Accounting Standards Committee, "Commentary: Evaluation of the Lease Accounting Proposed in G4+1 Special Report," *Accounting Horizons* Vol.15 No.3, September 2001, pp.289-298.
- Financial Accounting Standards Board, *FASB Discussion Memorandum: An Analysis of Issues Related to Accounting for Leases*, July 1974.
- FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.13: *Accounting for Leases*, November 1976.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.5: *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.6: *Elements of Financial Statements*, December 1985.
- International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard No.17: Accounting for Leases*, September 1982.
- Lipe, Robert C., "Commentary: Lease Accounting Research and the G4+1 Proposal," *Accounting Horizons* Vol.15 No.3, September 2001, pp.299-310.
- McGregor, Warren (principal Author), *Accounting for Leases: A New Approach -Recognition by Lessees of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts- (Special Report)*, Australian Accounting Standards Board, Canadian Accounting Standards Board, International Accounting Standards Committee, New Zealand Accounting Standards Review Board, New Zealand Financial Reporting Standards Board, United Kingdom Accounting Standards Board, United States Financial Accounting Standards Board, July 1996.
- Monson, Dennis W., "Commentary: The Conceptual Framework and Accounting for Leases," *Accounting Horizons* Vol.15 No.3, September 2001, pp.275-287.

Myers, John H., *Reporting of Leases in Financial Statements: Accounting Research Study No.4*, 1962. 松尾 憲橘（監訳）・古藤 三郎（訳）『アメリカ公認会計士協会 リース会計』, 同文館, 1973年。

Nailor, H., and A. Lennard (principal Author), *Leases: Implementation of a New Approach (G4+1 Position Paper)*, Australian Accounting Standards Board, Canadian Accounting Standards Board, International Accounting Standards Committee, New Zealand Accounting Standards Re Board, New Zealand Financial Reporting Standards Board, United Kingdom Accounting Standards Board, United States Financial Accounting Standards Board, February 2000.